

保医発第1226001号

平成20年12月26日

地方厚生（支）局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）の一部を下記のとおり改正し、平成21年1月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 別添1第2章第13部第1節N002(4)の次に次のように加える。

(5) EGFRタンパク

EGFRタンパクは、区分番号「N002」免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の「3」のHER2タンパクに準じて算定する。



(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号)別添1第2章第13部中

改正後	現 行
<p>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 (i)~(ii) (略) (5) EGFRタンパク</p> <p><u>EGFRタンパクは、区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」のHER2タンパクに準じて算定する。</u></p>	<p>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 (i)~(ii) (略)</p>